

消食表第 752 号  
令和 6 年 2 月 6 日

農林水産省消費・安全局長 殿

消費者庁次長  
( 公 印 省 略 )

「食品表示基準について」の一部改正について

今般、「食品、添加物等の規格基準」（昭和 34 年厚生省告示第 370 号）が一部改正され、同告示第 2 添加物に定める D 成分規格・保存基準各条において、新たに設定された添加物や既存の添加物の名称が変更等されたことから、「食品表示基準について」（平成 27 年 3 月 30 日付け消食表第 139 号消費者庁次長通知）のうち、別添 添加物 2-1 の「既存添加物名簿収載品目リスト」と、別添 添加物 2-3 の「一般に食品として飲食に供されている物であって添加物として使用される品目リスト」、別添 アレルゲンを含む食品に関する表示の別表 2 の「特定原材料等由来の添加物についての表示例」を別紙新旧対照表のとおり改正しましたので、関係者に対する周知をお願いします。